

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成29年4月17日制定

平成29年6月12日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栗原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 役員及び評議員の報酬は、次の区分により支給する。ただし、行政職員の職により選任されている役員及び評議員については、無報酬とする。

(1) 会長	報酬月額	100,000円
(2) 副会長	報酬年額	120,000円
(3) 常務理事	報酬月額	240,000円
(4) 理事	報酬年額	60,000円
(5) 監事	報酬年額	60,000円
(6) 評議員	報酬年額	20,000円

2 常務理事の期末手当については、別表第1に掲げる支給割合により算出した額とする。

3 常務理事の通勤手当については、職員給与等支給規程を準用し、報酬支給日に支払う。

4 役員及び評議員から報酬受給の辞退届（様式第1号）があった場合は、報酬を支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は、次の方法により支給する。

2 報酬月額の場合は、各月21日に支給する。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日にあたる時は、職員給与等支給規程を準用する。

3 報酬が年額の場合は、年度を上半期、下半期に分けて支給する。

4 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

5 役員及び評議員が年度途中で退任又は就任したときは、就任期間により報酬額を日割りによって計算する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

(施行期日)

1 この規程は制定の日（平成29年4月17日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(旧規程の廃止)

2 社会福祉法人栗原市社会福祉協議会役員の報酬及び役員等の費用弁償に関する規程（平成28年4月14日施行）は、廃止する。

附則

この規程は平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1（第2条第2項関係）

（イ）期末手当支給割合

役職	基準日	期末手当支給割合	支給日
常務理事	6月1日	報酬月額の100分の197.5	6月30日
	12月1日	報酬月額の100分の212.5	12月10日

（ロ）在職期間別割合

在職期間（基準日以前の期間）	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

様式第1号（第2条第4項関係）

報酬辞退届

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程第2条第4項の規定により、報酬につきまして、受給辞退を申し出ます。

平成 年 月 日

申出者

役職名.....

住 所.....

氏 名.....④

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会
会 長 殿